

2018年1月29日

北海道知事
高橋 はるみ 様

日本共産党北海道委員会
委員長 青山 慶二
日本共産党北海道議会議員団
団長 真下 紀子

2018年度北海道予算編成に関する要望

安倍政権による経済政策は道民の暮らしと経済を押し上げるに至らず、本道では非正規雇用の拡大と実質賃金の低下に歯止めがかかっていない。深刻な子どもの貧困問題とともに、社会保障の削減が全世代への負担増となり、道民生活は困難を余儀なくされている。高橋知事4期目の最終年度である2018年度は、地方自治体の役割である住民福祉の向上に相応しい予算編成とし、道内経済の活性化を図ることが、これまで以上に求められると考える。

また、JR北海道の事業範囲の見直しをはじめ、道の果たすべきイニシアチブはますます重要になっている。道民の暮らしと経済を支えるために地方路線を存続させるという道の姿勢を明確にし、国やJR北海道との交渉、新たな仕組みの提案等に慎重に取り組むことを強く求めるものである。

今年度は憲法改定をめぐって重要な年となる。国際社会の中で9条の力をいかに発揮することで戦争しない国の立場を確立し、安全安心の暮らし・経済の前提となる平和を守る立場から、2018年度北海道予算編成に関する要望を提出する。

記

1 全ての世代の貧困対策の拡充と格差是正、社会保障の充実をはかる

<子どもの貧困対策>

- ①道の「子どもの生活実態調査」の結果を受け、貧困対策の対象を相対的貧困状態まで拡充し、子どもの貧困解消に向けた数値目標と達成期限を明記した総合対策を早期に策定すること。
- ②貧困率の高い母子世帯の実態調査を行い、必要な対策をとること。
- ③子育て世帯に対する家賃助成を実施すること。
- ④子ども食堂や学習支援等を行う貧困対策事業に対して、国の生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）に上乘せするなど、道独自の助成措置を講ずること。
- ⑤家庭生活支援員の派遣事業の支援拡充を行うこと。
- ⑥児童養護施設の子弟で大学等進学者に対する給付型奨学金制度を創設すること。
- ⑦生保世帯の子どもが大学等へ進学する場合の世帯分離をさせ、最低生活費以下の生活を強いているが、その世帯への支援を強めること。

<保育>

- ①認可保育所の抜本的増設を行うとともに、待機児童ゼロを早期に実現できる予算措置をとること。

- ②道独自の保育士処遇改善措置を行うこと。
- ③認可保育園等の保育料の負担軽減を行うため、第2子無料化の年齢制限撤廃など市町村に対し財政支援を強めること。
- ④子育て支援員は限定的にとどめ、保育士の配置基準を引き上げること。
- ⑤多子世帯の保育料負担軽減事業を全道で実施できるよう市町村への支援と予算措置を行うこと。

<医療福祉>

- ①子ども医療費無償化をめざし、医療費助成事業を中学校卒業まで拡充すること。
- ②他県より大幅に遅れているがん対策予算を抜本的に増額し、がん死亡率を20%引き上げ引き上げること。受動喫煙対策の抜本的強化に取り組むこと。
- ③国民健康保険道単位化に際して、道独自に保険料を引き下げのための独自措置を保険者の責任として行うこと。
- ④医師養成奨学金制度拡充により対象を大幅に増やし、医師確保対策を強化すること。
- ⑤看護師の大幅増員を行なう目標を定めること。
- ⑥医師・看護師等の労働時間を把握し、負担の軽減に取り組むこと。
- ⑦妊産婦出産支援事業を拡大し、周産期医療拡充に向けた対策を講じること。
- ⑧医療機関への遠隔通院を余儀なくされている難病、希少がん患者への交通費・宿泊費支援事業を創設すること。
- ⑨難病相談センターを旭川市にも設置し、道内2カ所設置とすること。
- ⑩社会福祉士等の国家資格を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）の位置付けを重視し、道立病院をはじめ行政窓口や保健所等への積極的配置を進めること。
- ⑪道立北見病院の指定管理者制度移管にあたっては、道立病院としての医療機能・医療スタッフ人員を後退させることなく、拡充を行うこと。
- ⑫後期高齢者医療制度の保険料値上げを抑制するため、財政安定化基金を活用するなどの手立てをとること。
- ⑬児童福祉司等の児童相談所職員を増員すること。苫小牧市に児童相談所を設置すること。
- ⑭ギャンブル依存症対策予算を拡充するとともに、支援を強化すること。
- ⑮認知症に対する道民理解を広げ、予防と早期からの支援を強化すること。

<介護>

- ①介護保険料の値上げ計画を中止し、道として助成を行うこと。
- ②介護人材不足の解消に力を入れること。
- ③新総合事業によって介護サービスの低下を招かないようにすること。
- ④介護報酬の引き上げを求め、事業所の安定経営と介護労働者の賃金を引き上げ、施設・在宅ともに介護サービスの供給体制を拡充すること。特に、特別養護老人ホームの待機者解消に見合う新增設計画を策定し、建設予算を抜本的に拡充すること。

<障がい>

- ①すべての交通事業者が精神障がい者の運賃割引制度を実施するよう、国と道の財政措置を実現・強化すること。
- ②JR駅等のホームドア設置で視覚障がい者が安全に移動できるよう対策を講ずること。
- ③車いすでの鉄道・バス利用に際し、バリアフリー化を図り、利便性・快適性を向上させるよう事業者と協議すること。

- ④災害対応できる要援護者支援計画を確立すること。
- ⑤北海道立重度心身障害者医療給付事業の対象を精神障害者保健福祉事業手帳1級の入院および2級の通院・入院、知的障がい者の中度・経度まで拡大し、少なくとも子どもについては無料化すること。
- ⑥「（仮称）北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」「（仮称）北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」の制定にあたっては、手話通訳者の裾野を拡大するための施策を行い、言語としての手話を道民に広げるための具体的手立てをとること。

<教育>

- ①国の私学助成拡大に伴って実施してきた道の助成予算削減をやめ、私学助成予算を抜本的に増額すること。
- ②高校授業料の実質無料化や通学費助成制度の創設を行うこと。
- ③道独自の給付型奨学金を創設し、若者の学ぶ機会を保障すること。
- ④特別支援学校の設置を促進すること。
- ⑤教職員定数を増やすとともに、免許外教科担任の解消をめざすこと。
- ⑥少人数学級の実現に向けて道として独自の対策を拡充すること。
- ⑦道立高校について、「1学年3学級以下の高校については、原則として再編整備の対象とする」ことをやめ、地方で多数になっている3学級以下の高校が持続できるように援助を強化すること。
- ⑧道として公立夜間中学の設置を行うこと。夜間中学の設置に向けた検討に当たっては、「自主夜間中学」などこれまで活動してこられた方々から十分に意見を聞く枠組みを構築すること。
- ⑨学校関係施設のアスベスト対策を早急に実施すること。

2. 地方交通を守り、道民の足を守る交通政策

<JR>

- ①道の交通大綱策定にあたっては、本道の現在の鉄道網の維持を基本とすること。
- ②鉄道存続に向けた財政支援の抜本的拡大を国に求めること。
- ③鉄道沿線自治体に過疎債等の負担を押し付けることなく、経営安定基金の取り崩しや積み増し、道路特定財源の鉄道への活用など、鉄道存続に向けた新たなスキームの構築に向けて国へ働きかけること。
- ④鉄道の価値を改めて評価し、広域周遊観光資源として最大限の活用をはかること。
- ⑤沿線自治体との協議においては、期限ありきの議論を主導することなく、広範な住民の意見を道自身が率先して把握し、国やJR北海道との交渉に反映させること。
- ⑥日高線・根室線の1日も早い復旧を実現させること。鶴川まででなく、日高門別駅までの再開を早急に進めること。
- ⑦高架橋からのコンクリート片落下が相次いでいる事態打開に向け、JR北海道に対して早期の再発防止計画の策定を求めること。併せて、老朽化対策・設備維持・更新へのさらなる財政支援を国に求め、安全対策の強化を図ること。
- ⑧赤字バス路線への補助継続を国に求めるとともに、地域の路線バスの維持のために、道の独自対策を強化すること。

<空港民営化>

- ①空港管理の民間委託については、安全性や雇用・地域経済への影響、新幹線との競合、国や

道の関与のあり方などについて、道民の合意形成ができるまで、開かれた議論を進めるよう努めること。公正な委託契約となるよう、情報公開に努めること。

3. 良質で安定した雇用環境の拡大、中小企業支援等の経済政策の推進

- ①正規雇用を望みながら非正規雇用の職に就かざるを得ない人たちの実態を把握し、東京都が国のキャリアマップ助成金（正規雇用等転換コース）に上乘せしているように、正規雇用就労に向けた支援事業を拡充すること。とりわけ、就労できるまで無償で公共職業訓練を実施するなど、具体的取り組みを強化すること。
- ②道が指定管理者制度に基づく委託先、道が発注した工事や委託事業に関わる契約先における非正規労働者の実態調査を行い、待遇改善と正規化を行なうこと。
- ④中小企業が行う人材確保のための労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実施、人材育成の充実等に対する助成制度を拡充すること。
- ⑤中小企業に働く労働者の育児・介護休業などの取得を促進するため、中小企業に対して休業期間中の賃金助成や代替職員配置のための支援を拡充すること。
- ⑥廃業を選択せずに、事業を継続できるよう抜本的支援を拡充すること。
- ⑦これまで減額され続けてきた中小企業予算を抜本的に増額し、小規模企業の事業承継が安定的に行えるように抜本的に支援拡大を行うこと。
- ⑧中小企業が最低賃金を引き上げられる環境を作り、最低賃金を引き上げても中小企業の経営が維持できるように助成を行うとともに、制度創設を国へ働きかけること。

4. 基幹産業である農林水産業の発展

- ①第1次産業の担い手対策を強化すること。農家子弟の担い手支援を対象とする支援の強化を行うこと。
- ②北海道農業を壊滅に追い込みかねない関税撤廃に反対し、農家をはじめ関係団体の意見を国に伝えて、TPP、日欧EPAの影響対策に万全を期すこと。
- ③トド等の海獣被害や密漁対策において、漁協等が進める監視カメラなどの機器整備支援を拡大すること。
- ④養殖漁業のハイテク化をはかること。
- ⑤公共建築物の整備における地域材の利用を促進すること。
- ⑥ロシア200海里内サケマス流し網禁止対策について、ホタテ稚貝購入の経費、新造船建造、保管施設整備、代替漁業・代替漁法、ベニザケ養殖技術開発の継続と実証実験への支援を行うこと。

5. 不要不急の大型公共事業の見直しを行い、道民生活向上のための予算に

- ①美唄富良野線、名寄遠別線等の開発道路、国営サンルダムや平取ダム、道営厚幌ダムなど不要不急の公共事業を見直し、橋梁やトンネルの長寿命化に予算を振り向けること。
- ②防災拠点となる公共建物や、医療・福祉施設、上下水道等のライフラインの耐震性強化に予算を優先配分すること。
- ③円滑な通行・物流のため除排雪を十分に実施できる予算を確保すること。
- ④道営住宅の建設戸数を拡大するとともに、道営住宅の修繕改修予算を増額すること。

6. 再生可能エネルギーを拡大し、原発も核のゴミもない北海道を

- ①再生可能エネルギーの電源割合を増やすための取り組みを早期に進めること。
- ②再生可能エネルギーのポテンシャルを生かすために、道と企業局が市町村や道内企業と協力

し、各地の多様な資源の活用を推進すること。

③原発推進団体が多数参加している日本原子力産業協会から脱退すること。

④新潟県が既の実施している福島第一原発事故原因の検証を道としても独自に行うこと。

⑤泊原発を再稼働せず廃炉を求めること。道と地元4町村だけの「同意」で再稼働しないこと。住民説明会の範囲を広げ、道民議論を喚起すること。道による避難計画を策定し、泊原発の被ばくを前提とした厳冬期の複合災害における実効ある避難訓練を行うこと。

⑥泊原発周辺地域の地震性活断層について徹底究明し、基準地震動について再検討を求めること。

⑦高レベル放射性廃棄物について、幌延を含む道内のいかなる場所でも受け入れないこと。幌延深地層研究センターについては、閉鎖期日を明示させること。

7. その他

①北海道内の歴史遺産を保存するために、施設の維持改修・修繕費用、景観保全等の予算拡充とともに、計画的保全改修を行うこと。

②自然と共に共生する北海道の観光を促進するため、迅速な災害復旧に務めること。

③北海道150年事業の中で、アイヌへの差別・収奪や強制労働など、負の歴史も含めて後世に伝えることを検討し実施すること。「北海道史」の見直しを行い、戦後史に社会史を加えること。

④オスプレイの道内訓練を継続させないことを知事として表明すること。

⑤核兵器禁止条約の実現に努めるよう政府に働きかけること。

⑥カジノを含むIR（統合リゾート）事業の誘致を行わないこと。

⑦道職員の労働時間の実態を把握するために予算措置を行うこと。

⑧道職員の育児休暇取得を促進するための目標と計画を具体化すること。

⑨これまで遅れてきた女性の登用を飛躍的に推進するための施策をとること。

以上